

第百六十二回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第五号

平成十七年三月二十五日(金曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十二日

加藤 敏幸君

補欠選任 峰崎 直樹君

三月二十三日

島田 智哉子君

補欠選任 池口 修次君

三月二十四日

渡辺 孝男君

補欠選任 福本 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長 木俣 佳丈君
理事 橋本 聖子君
協 雅史君
榛葉 賀津也君
ツルネン マルティン君

委員 秋元 司君
泉 信也君
佐藤 泰三君
中島 啓雄君
水落 敏栄君
池口 修次君
喜納 昌吉君
藤本 祐司君
峰崎 直樹君
遠山 清彦君
福本 潤一君
紙 智子君
大田 昌秀君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(沖繩及び北方対策) 小池百合子君

副大臣

内閣府副大臣 七条 明君

大臣政務官 西銘順志郎君

内閣府大臣政務官 三田 廣行君

事務局側 第一特別調査室 長 武田 宗高君

政府参考人 内閣府政策統括官 東 良信君

内閣府沖繩振興局長 東 清君

内閣府北方対策本部審議官 飯原 一樹君

防衛庁防衛局長 大古 和雄君

防衛庁運用局長 戸田 量弘君

防衛施設庁施設部長 遠藤 善久君

外務大臣官房審議官 篠田 研次君

外務大臣官房審議官 河相 周夫君

外務省北米局長 丸山 博君

国土交通省総合政策局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

国土交通省北海道局長 山本 隆幸君

案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木俣佳丈君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十二日、加藤敏幸君が委員を辞任され、その補欠として峰崎直樹君が選任されました。

また、去る二十三日、島田智哉子君が委員を辞任され、その補欠として池口修次君が選任されました。

また、昨二十四日、渡辺孝男君が委員を辞任され、その補欠として福本潤一君が選任されました。

○委員長(木俣佳丈君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府政策統括官武田宗高君、内閣府沖繩振興局長東良信君、内閣府北方対策本部審議官東清君、防衛庁防衛局長飯原一樹君、防衛庁運用局長大古和雄君、防衛施設庁施設部長戸田量弘君、外務大臣官房審議官遠藤善久君、外務大臣官房審議官篠田研次君、外務省北米局長河相周夫君、国土交通省総合政策局長丸山博君及び国土交通省北海道局長山本隆幸君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(木俣佳丈君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(木俣佳丈君) 沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○秋元司君 自由民主党の秋元司でございます。

早速、本日は、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案、この件について何点か御質問をさせていただきます。

まず、この質問に入る前に、最近非常にこの沖繩関連、新聞記事が多くて、委員部の皆さんからもたくさん新聞、ファクスをいただくんですけれども、いろいろと動きがあるような話も聞かれますので、ちょっと一部脱線しますが、冒頭この件について少し質問をさせていただきます。

まず、本当、最近の報道を見ていると、この在日米軍の編成の協議の中で、普天間基地の移設、移転の、移設地の見直し等々、様々な情報が飛び交っております。

私は、実は、本当にこの機会にもう一度原点へ戻って、主権国家であるこの日本が自分の国は自分で守るということを念頭に我が国の国防、安全保障問題を再検討するべきである、そう思う中で、そういった中で、また沖繩県への基地負担、又はそういった負担に対する軽減、こういった問題を考えるべきであるということをまず冒頭に申し上げさせていただきます。

その中で、一部報道に出ていますことについて何点か御質問をさせていただきます。

まず、下地島空港についてであります。

この空港は、私の理解であります、民間空港の利用が基本とされながらも、現在、過去においても、このフリーピンでの演習に向けて米軍機の給油目的での飛来が多いと聞いておりますが、この状況について政府はどのように考えていらっしゃるか、お答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(飯原一樹君) 私ども当然、下地島空港がいわゆる第三種空港でありまして、第三種

空港につきましては、使用調整の権限は管理者である沖縄県が保有しているということは十分認識をいたしているところでございます。

○秋元司君 恐らくそれがベストな形だと思えます、当然のことだと思いますが。

もう一つ、これも一部の新聞報道でありますけれども、在日米軍再編の協議の中で、この下地島空港の活用の議論とか、又は先般、この伊良部町議会で自衛隊の駐屯を、自衛隊の駐屯を求める要請を大野長官に行ったとかいう報道がありますけれども、これらの件について、政府としてはこのことをどのように受け止められて、そして今後どのように対処していくつもりなのか、お伺いしたいと思えます。

○政府参考人(飯原一樹君) まず、伊良部町の方から防衛庁長官の方に来られて、先島諸島地域の安全確保のため緊急に下地島空港等に自衛隊の駐屯を政府に要請する決議を持ってこられたという事実はございますが、私も聞いたしましては、十分長い経緯を承知いたしておりますし、本件の長い経緯を踏まえながら、決議については下地島空港をめぐる経緯を踏まえて慎重に今後の動向を注視してまいります、いずれにいたしましても、本件について防衛庁として具体的な検討をしていくという事実はございません。また、米軍のことでございますが、それについて具体的な検討を行っているという事実もございません。

○秋元司君 何か新聞とか報道を見てみますと、いろんなことが書いてありますので、恐らくそれを読んだ方はいろんなことを思うんじゃないかと。又は、ひいてはいろんなことを、混乱に陥るんじゃないかという気がいたしますけれども、まああくまでこれは報道でありますから、役所としての、また政府としての立場というのをしっかりと確定していただいて、今後とも様々な問題に対処していただきたい、そう思いますし、また伊良部町の議会の問題については、私も先日このホームページも見させてもらいましたけれども、何か町長さんは反対している、議会は何か賛成している

と、ねじれが起きていますし、また何かいろいろと合併問題等々もあるようですから、いろんな角度での議論だと思いますので、まあ本当に引き続き慎重な対応でしていきたい、そのようにお願いをさせていただきたいと思えます。

いづれにしても、こういった基地負担の問題、先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、国防、こういった観点でどうするのか、そういった中長期的な話であると思えますから、このことも踏まえてしっかりとこれから議論していただきたいと思えます。

済みません、脱線しました。本題に、今日の、移らせていただきたいと思えます。

今回のこの沖縄振興法の、措置法の一部を改正するこの法律案でございますけれども、これは当然、三位一体の改革によって沖縄におけるこの特別措置法の趣意が損なわれることなく振興計画を推進させるために沖縄の特殊事情を考慮した形での改正案であると私は理解しておりますが、再三、先般の多分大臣の所信でも書いてありますし、またいろいろと新聞等でも書いてあります、この特殊事情、これについてどういったことを考えていらっしゃるのか、お答えいただけますでしょうか。

○副大臣(七条明君) これは、私の方からお答えさせていただきますが、特殊な事情というのは歴史的な、あるいは文化的、地理的という形で表現すれば簡単であります、これを具体的に申し上げますと、一つは在日米軍の七五%がたつた〇・五%である沖縄という地域に集中をしておる。それが沖縄の皆さん方にとって負担が非常に大きくなっていることも事実でありますし、二つ目が、さきの大戦、太平洋戦争のさなか日本に国土で現実に地上戦が行われた唯一の地域である。そのときに二十万余りの方々が命を落とされたとという歴史もある。あるいは、その関係もありまして、戦後二十六年間、昭和四十七年の五月の十五日まで、いわゆる二十六年間にわたっていわゆるアメリカに占領をされていた。そういう

意味で、沖縄の開発が遅れる、あるいは人々に多大の苦勞を掛けるという状況もあったということでもあります。そういう歴史的なこともあります。

また、地理的に言いますと、南北が四百キロ、あるいは東西が一千キロに及ぶ非常に海域の広い中に島々が点在をする。これが本土から非常に遠隔地にあるだけではなくして、我が国唯一の亜熱帯地域に当たるといふ形もありまして、台風の襲来が非常に多いというふうな意味での過酷な自然的条件も加味されなければならないのではないかと。

こういうもろもろのことを考えますと、歴史的あるいは文化的、地理的な特殊性を持つ沖縄であり、基地の存在も含めて非常に多大な負担を寄せられている地域にあると、そういうことではないかと思っております。

○秋元司君 本日に沖縄は過去の歴史、また文化的、そして今現在も非常に失業率も高い。それでまた、県民の所得水準も非常に結果的に低くなつてしまつていく。こういったことから、こういった特殊事情というのを御配慮いただいたことだと思っております。大変この決断には、政府の対応、私も敬意を表するものであります、是非そういうことを、沖縄は特別な思いだ、そういったことで、今後とも沖縄県については特殊事情、このことを踏まえた上での政策決定をお願いしたいなと、改めてお願いをさせていただきたいと思えます。

そしてまた、この同じく三位一体の議論でありますけれども、この三位一体の改革で対象外とされました沖縄固有の補助金のことでありますけれども、この沖縄固有の補助金と言われるもの、誕生させた経緯と、又はこの補助金を対象とするものの期間、もう一つは、大体どういった特別事業があるのかという、簡単に結構でございますから、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(武田宗高君) お答え申し上げます。沖縄には、特に、先ほど副大臣の方から御答弁

申し上げました基地の存在といったことを理由といたしまして、沖縄だけの特別の補助金というのが幾つか認められております。

その代表的なものとしては、いわゆる島田懇談会事業、正確には沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業と申しますけれども、こういった事業、あるいは普天間の移設に伴います北部の振興事業、そのための調整費でございますとか、また沖縄県に認められた特別の調整費、そういった経費がございます。

それぞれ経緯がございますけれども、例えばいわゆる島田懇談会事業について申し上げますと、これは沖縄に基地が集中をしているということ踏まえまして、沖縄の市町村の方々の閉塞感を緩和するといふ趣旨から、平成八年に当時の梶山内閣官房長官のリーダーシップの下で、島田晴雄慶応大学教授を座長といたしまして沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会というものが設置をされ、この懇談会から、雇用の創出であるとか人材の育成といった、目的とした提言を受けて、これに基づいて事業を実施している。平成九年以降、平成十六年度までに二十四の基地所在市町村から提案のあった四十七事業のうち三十一事業が既に完了していると、そういったものでございます。

○秋元司君 本日は、この特に所在市町村活性化事業、これについては私も内閣府さんの出していらつしやるこのホームページで見ていただきましたけれども、非常に細かく、また広域に事業を計画されていらつしやるなど、これを感心させていたかと同時に、各市長さんにも、市町村さんにも何人かお伺いしましたら、やっぱりこれについては非常に自分たちも期待している事業であるから引き続きよろしく頼むという話もございました。是非、引き続きこういった御配慮をさせていただきたいなど、そういったことをまた改めてお願いをさせていただきたいと思えます。

次に移らせていただきます。次は、先ほど私が冒頭申し上げた最近の新聞報道で、この普天間基地の移設騒動で、とにかく私

も、先般この委員会の視察で初めてこの米軍基地というのを見させてもらいました。まあ普天間は広いですね。いや、とにかくばかでない。後で話を聞きましたら、この中部国際空港と同じ規模だつて聞きましたので、あんなだけ立派なものをアメリカに提供している、我が国は本当に寛大な国だなと、そんなふうにも改めて思わしていただいた次第でありますけれども。

当然これを、普天間については移転を、移設を図るということ念頭に、政府の皆さん又は沖縄県民の皆さんの努力によってこのことがいよいよ実現に向かっているということでありますけれども、ただ、やっぱり一番気になるのはこの跡地利用の問題でありまして、あんなだけ広いものをどうやってこれを沖縄県にプラスになるように、又は日本の国益になるようにこれを再利用するのか、これは私は非常に大きな問題であると思っております。

また、おこつた言い方をすれば、先にこの利用計画というものをびっちり作り上げて、そのことによって沖縄県がこう変わる、そして又は日本国全体がこう変わるんだということを先に示すことができるならばもつともこの移設の問題も加速するんじゃないかなという、勝手な私の推測でありますけれども、これは当然地元の意味というのが非常に大事であると思っております。

もう地元の代表であります西銘政務官、この跡地利用について、思いと、また御自分の私見も兼ねて結構でございますから、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○大臣政務官(西銘順志郎君) 秋元先生にお答えをさせていただきますと思ひます。

沖縄県にとりまして、米軍基地の整理、縮小というのは本当に大変重要な課題でございます。恐らく、どの知事さんでも大変御苦勞なされる課題だろうというふうには私も思っております。そして、沖縄県民の悲願はやはり整理、縮小であるというふうにも言い過ぎではないというふうには私は思っております。また、あの跡地の利用に

つきましても、これは本当に、どうぞもう使い古しましたからお返ししますというような形にはなつてはいけないというふうには私達は思っております。

今先生おっしゃったように、普天間基地は四百八十一ヘクタールでございます。那覇の新都心に先生ごらんになられたと思ひますが、あそこがちょうど百九十三ヘクタールでございます。普天間基地は約その二・五倍あるわけでございます。この跡地利用というものを、本当に沖縄県にとつて真剣に考えることが沖縄県の振興開発計画にとつてもあるいは大変重要なことになっていくというふうには、私はそういうふうには考えておるところでございます。また、普天間基地は中南部の都市圏の重要な位置にございまして、この跡地利用が県土の均衡ある発展を図る上でも極めて重要な課題であるというふうには考えておるところでございます。

現在、沖縄県及び宜野湾市が平成十七年度末を目途に跡地利用計画策定の基礎となる基本方針を策定いたしておりますところでございます。

内閣府としましては、これまで、大規模跡地利用等、法制上の特別措置の整備や政府と地元自治体間の総合調整機関でございます跡地対策協議会の設置を行うとともに、地元市町村等の跡地利用に向けた取組に対する財政的支援を実施してきたところでございます。

今後とも、沖縄県及び地元市町村と密接に連携をしながら、個々の跡地の特性に、特性や課題に応じたきめ細かな取組を進めていきたいというふうには考えております。

○秋元司君 勝手に県外の人間が、また外野の人間がこの跡地利用についてがたがた言うのは大変僭越なんですけれども、一部今議論になっていいますカジノなんかをここにつくつたらどうかなんという話もあるようではありますが、地元ではどうですか、こういう反応につきましては。

○大臣政務官(西銘順志郎君) カジノにつきましては、今沖縄県の南部の方にどうかというふうな

話も地元で出ているようでございますが、これはあくまでもそういう新聞記事が出ているというだけを確認しているだけでございまして、詳しいことは分かりませんので答弁できません。済みません。

○秋元司君 失礼いたしました。

いろんな声があるものですね。というのは、私が先般沖縄に行った際に、若い各市町村の市議会議員又は町村議員の皆さんとも話をする中に、まあカジノも面白いんじゃないかなという声を、若い声でありましたので、そういうことが少し、地元でもどんどんと広がっているのかなと、そんなことも含めて今確認をさせていただいたところでありました。

いづれにしても、本当に基地跡地利用については、もう本当にこれは大きな問題であると思っております。私の頭がいろいろとコンサルトできるような頭だったいろいろと御提案申し上げたいわけではございますけれども、なかなか頭がないので、いろいろとまた、私も自分なりに沖縄県に出向いて、地元の皆さんと相談しながらこの問題について私も取り組んでいきたい、そのように思う次第であります。

続きまして、この沖縄にとつて一番大きな問題である、この俗に言う自立型経済について、この件について何点かお伺いをさせていただきますかと思ひます。

いわゆるこの沖縄特別措置法、この法律を作りました、そしてまたこの振興計画、これを作ったのは、やはりこの沖縄県に早くやつぱり自立してしっかりと自分の足で立つてもらつて県のことを、自県、自分の、沖縄のことは沖縄で考える、そういった方向に一日でも早く向かつてもらいたい、そういった願いの中で作つた今のこの措置法であると思っております。

ただ、当然この目的達成には様々な困難なことがあつて、そのために多くの関係各位の皆さんの努力があると思うんですが、この定義について後でちょっとお伺いしたいなと思ひます。

が、その前に、いろんな施策を講じて、様々なインフラ整備又は様々な景気効果に向けていろいろな施策をもつて、施策を取つていらつしやると思うんですが、非常にこの沖縄県、この那覇市にいろいろと商業地が集中している中で交通渋滞が非常に大変な問題であるということを常日ごろから感じております。

特に、この飛行場から降り立つて市内に入っていく中で、この国道五十八号線を始めとするものもろがびつちり込んでなかなかな時間が読めないという声も聞かれます。また、多くの観光客の方もこれは大変だなという声があるんですが、この交通渋滞について、対策というのをどのように考えていらつしやるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(東良信君) お答えいたします。

今先生がおっしゃいましたとおり、沖縄の交通渋滞というのは大変なものでございます。沖縄における交通、陸上交通というのは、その大部分を道路に頼っているというところでございまして、今先生がお話しのとおり、那覇市街地を中心としたしまして全国でも有数の激しい交通渋滞のところでありまして、またこれが慢性的に発生しているというところでございます。

このために私どもは、一つは、モノレール等々をつくりまして、公共輸送機関、こういうものを動かすということが一つでございます。それからもう一つは、やはり道路の交通処理能力を高める対策というのが必要だろうということで、実は臨海道路の浦添線を始めたいたしました沖縄西海岸道路、それから那覇空港自動車道路等の広域幹線道路を整備するというとともに、やつぱり市内もきちつとした形で交通処理ができるような形にしなきゃいけないということで、街路の整備もしているというところでございます。それとともに、ソフトの感覚といたしまして、パーク・アンド・ライドの推進等々、モノレールの利用促進ということも努めているところでございます。

地元においてもこの問題はもう非常によく分かっていてということで、ハード、先ほど申しましたハード、ソフトを踏まえた総合的な対策をつくっておるということでございますし、私たちもそれに向けて努力をしたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○秋元司君 本当、この問題解決については本当に努力をお願いしたいと思う次第であります。が、今おっしゃったそのモノレール、私もこの前、乗車させていただきました。大変きれいで、非常に私が思ったイメージは、やっぱりモノレールといいますと浜松町から羽田空港までのあのモノレールを想像したわけでありまして、沖縄はやっぱりちよつと違うのかと思ひ、また広さもありますし、非常に立派なものでございまして、非常に感心させていただいたところであります。

同時に、非常にモノレールができたことによつて交通手段、非常に変わったんですね。駅があるところまで、何といひますか、車で来られて、そして駅には、駐車場に止めて、そしてあと市内に行くには、市内といひますか、目的地向くためにはモノレールを使うとか、こういった新しい交通方法も生み出されたというふうに思いますから、引き続き正にこの広域幹線ネットワーク、道路の幹線ネットワークというものを整備をすると同時に、やっぱり今おっしゃった浦添線での臨港道路、この臨港交通施設の整備というのは、これからいろんな港の物流の効率化、円滑化を図るというところは当然でありますけれども、やっぱりこの幹線道路の渋滞解消の緩和、そして当然経済損失もこれで縮小できるという観点があると思ひますので、引き続き、今おっしゃった浦添の臨港道路又は西海岸開発、力を入れていただきたい、そのようにお願いをさせていただくところであります。

それで、最初の話に戻らせていただくわけですが、この自立型経済、もう三位一体改革、これは沖縄だけの問題じゃなくて、実は、確かに

六団体が提案した話でありますけれども、この三位一体改革については、それぞれの市町村長さんから見ると、また県の立場から見るとそれぞれ見方が違うようでありまして、私のところにもいろんな全国の各市町村長さんから話が来て、どうしてこの国は今までは財政依存度、国に高かったということから、いろんな、この法律が施行される中で不安がある、このように聞いております。

同時に、国と地方の仕事はすみ分けをしていって、地方にできることは地方に、これが小泉内閣の方針でもありますし、今後ともこの方針、ぶれずに国としてもこの施策を執行していくんでしょから、これはこれで致し方ないことではありますけれども、ある意味、特に沖縄に限つてのこの自立型経済というのはどの水準のことを言われるのか、ちよつとこれ、大臣、見解をお願いしてよろしいですか。

○国務大臣(小池百合子君) 数値ということではなかなかお答えしにくいかもしれませんが、自立型経済を目指すということ、今、現時点での低い県民所得、十四年度で全国平均と比べますと約七割であるとか、それから失業率が、全国が四・七であるのに対して七・六ということでございますので、今後、その自立型経済を目指していく中にはそういったところを是正して改善をしていくということにならうかと思ひます。

ただ、一方で、そこにまた財政をどんどんつぎ込んで、とにかくその部分を解決するということをやっている、本当の解決なのかどうか分かりますね。また、そもそも地域経済が財政依存型になっているというのは、全国で二・三・二％であるのに比べますと、沖縄の場合は四・一・三六％。もうそもそものがもう財政にバックアップを受けて今こういふ数値。ここは考えどころだと思ひます。

自立型でやっていけるための成長のエンジンとなる産業を育成をしていくということによって、県民所得の改善であるとか、それから失業率を改善していく。ただ財政をバックアップして、さあ

歩けということではなくて、まず歩ける部分がどこなのか、沖縄のプラス部分は一体どこなのか、地理的な分野、産業、自然、そういったメリットの部分があるのかということをしつかりと、沖縄の皆様方にもしつかりと見極めていただいて、その上で、国としてもそういった沖縄の目指す方向性をバックアップをしていくと、これが必要なのではないかと思ひます。

そういったことから、今年度予算でも、観光であるとか情報通信、農業といった産業の振興、これが自立型経済の柱になるであろうということも含めて、この産業の振興と同時に一番重要である人材の育成といったところに力を入れていただきたいと思います、こういうふうに入っているところでございます。

○秋元司君 私、いただいた数字を見てみますと、非常に低いことも分かります。ただ、私実は育ちは鹿児島県でございまして、我が鹿児島県も非常に県民所得水準低いわけなんです。そういうことからしますと、やっぱり今、本当に内閣、政府としては、やはり日本国土全体をどう考えるか、そういう話にも行く行くは進展するんじゃないかなと思ひます。沖縄についてはこういう特別な事情がございまして、是非引き続き、大臣がお考えになった、そういったことに向けて頑張つていただきたい、そう思う次第であります。

それで、ちよつと話が戻つてしまふんですが、正にこの沖縄に対してこれだけの予算を国は掛けさせてもらつて、なおかつ俗に言われる公共工事、またこの呼び水として又はインフラ整備としてこの公共工事を多く出すことによって当然景気の相乗効果をねらうということがあると思ひます。すけれども、当然地場の業者に直接発注をする面もあると思ひますが、これ往々にして、大型公共工事であります。当然中央のゼネコンが受注する、技術的にも又は保証面も規模的にもゼネ

コン、大手ゼネコンがやらなきゃならないということになるんですけれども、これが実際問題、本当に公共工事として沖縄県に対する呼び水になっているか。

というのは、当然ゼネコンというのはほとんどの工事のメインが下請に任せてしまふわけでありまして。そして、下請は当然、沖縄県であれば地元の企業がこれに従事するのでありますけれども、ちよつと話を聞いてみますと、非常にこのゼネコンが、言葉は悪いんですけども、俗に言われる半値八掛けなんて言葉があるようでありまして、百億取つて五十億で振ればいいんでしようけれども、さらにその八掛けなんていう話がございまして、なかなかゼネコンのピンはね度がひどくて地場にしつかりお金が回つてない、また適正価格で下請発注がないという声があるわけでありまして、けれども、これは沖縄県事じゃなくて、非常に全国どこでもあったことかもしれません。

やっぱり私は、この公共工事、せつかく国が様々な思いと決断で仕事を発注するわけでありまして、地場の下請業者に対して適正価格で発注されるのがしるべきであると思ひますが、この件についていか政府としては対応策持つていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(丸山博君) 建設工事を適切にやるという観点から、対等なパートナーシップに基づきまして元請下請関係を律するということが非常に大事なこととございまして、私もいろいろな観点から元請下請関係の適正化に努めておるところでございます。

具体的に申し上げますと、下請契約における代金支払の適正化等についてという、契約を、毎年資金需要が逼迫いたしますお盆のこととそれから年末に出してございまして、その中で、契約はちゃんと書面でございまして、あるいはその明確な経費内訳で見積り協議というものをしてくださいます。それから、支払期間、支払方法についてもなるべく短くとか、手形を使わないで、少なくとも労務費の部分は現金でとかというふうな

ことを指導しております。それから、公共工事に
つきましては前払金というものが出るわけござ
います。これにつきましても、前払金をもらっ
たらちゃんとその分は下請にもちゃんと払いな
さいというふうなことをやっております。

それからもう一つ、実態調査を行っております。
す。ちゃんとやっておりますかというのを元請、
下請両方に聞いております。ちゃんとやってい
ますという元請につきましては、さらにその下請に
対しまして、反面調査と私も申しております
が、ちゃんと、元請はこう言っておりますけれど
下請はちゃんと払ってもらっておりますかとい
うなことをやっております。それから、必要が
ございますれば立入調査などもやっていると
あります。

いずれにしても、元請、下請関係の適正化
に努めることによりまして、金額そのものにつ
いて私どもがとかく言うというのはなかなか
いいことではございますが、下請代金の支払の適正化
が図られるように、今申し上げましたことを通
じて努力してまいりたいというふうに思っ
ております。

○秋元司君 もう時間がありませんから、最後
一言だけ。

やっぱりこの問題、沖縄だけのものじゃな
く日本全国共通してあることでありますし、公共工
事の乗数効果が減ったと言われているかもしれ
ませんが、こういった私の実態があるからこそ、な
かなか波及効果がない、そういうふうであると思
いますので、是非このことを検討していただ
きたいと思っております。

以上で質問を終わります。
○樺葉賀津也君 民主党・新緑風会の樺葉賀津
也でございます。

我が党は、この三位一体の激変緩和措置とも
言える本法律案に賛成でございます。

本日は、若干幅広くこの沖縄問題並びに北
方問題につきまして小池大臣とキャッチボール
をしたと思うわけですが、冒頭、資料を配付

をさせていただきます。沖縄の合併について
でございます。もうお手元に行っているしや
ると思いますが、調査室の河野さんが作って
くれた、大変分かりやすい表を作っていただ
きました。この場をかりまして、日ごろ調査
室の皆さんには大変お世話になっていること
、お礼を申し上げます。

沖縄は何と大合併がほとんど行われてい
ないんです。明治四十一年の沖縄県及島嶼
町村制施行から今日に至っているというこ
とでございまして、全国と比べると、昭和の
大合併等でもほとんど数字が変わっていない
という状況でございます。財政の効率性から
合併のニーズがあることは論をまたないわけ
でございますが、これは本土と同じだと思
います。むしろ町村が規模が小さい分、
沖縄も合併は他県以上に必要になってくるん
ではないかと思うわけでございますが、他方、
離島が多いとか財政格差が大きい等々様々
な難しい問題もあるかと思いますが、まず冒
頭、率直に小池大臣、この表を見られてどん
な思いを抱かれるでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 沖縄の市町村
合併、今、平成の大合併の大きなうねりがあ
るわけでございますが、確かに今回も、な
かなか市町村の合併というのは、沖縄の場
合は、まずは離島という地理的条件もあるで
しょうし、それから、何というんですか、島
の人たちのそれぞれの誇りですね、村とか町
とか大変強いものがありますし、ということ
などで、なかなか進んでいることがいいと
取るのかどうかによって表現も違ってくる
と思いますけれども、一方で行財政を取り巻
く環境というのは厳しいわけですね。

ということで、市町村合併に向けた様々な
取り組みというのはそれぞれの島によって、ま
たその町、村によって受け止め方が違う。私
も何度か沖縄の方に参りまして、そういった
市町村合併の流れについて、実際に町長さん
とか村長さんとかいろいろの方からお話を
伺いしているとございまして、基本的に

は、市町村の合併というのは地域住民の皆
さんの自主的な、また主体的な取組というこ
と、これが基本中の基本でございますので、
国がああせよ、こうせよというものでは
ございません。

私は、そういった意味で、沖縄の地理的な
条件、それから皆さんの感情的な部分、そ
ういったことをしっかりと見守っていく、そ
ういう立場なんだろうなと、私はそのよう
に思っております。

○樺葉賀津也君 沖縄五十二市町村のうち
、二市六町九村、つまり十七の市町村が離
島なんです。そして、特に十三の町村が一
島一村というか、一つの自治体で一つの島
を形成しているというわけでございます。

先ほど大臣がおっしゃったように、私も島
の自治や暮らしというものを考えますと、こ
の沖縄独自の文化をどう守っていくかとい
う観点も非常に沖縄を考えた場合重要な
点だと思っております。他方、竹富町の方
のように多島一町、九つの島が集まって
一つの自治体を形成しているという例もあ
るわけでございますが、私は、日本本土の三
位一体とは若干切り離して、沖縄の個性あ
る地方自治をどうつくっていくかというこ
とを考えていく、またそういった沖縄にふ
さわしい一國二制度的なビジョンも、やは
り国と地方、共同作業で示していく必要があ
るんじゃないかというふうに思っております。

例えば地方制度調査会の西尾先生が西尾
私案というのを提出しまして、こんなこと
を言っているんですね。自主的に合併しな
いことを選んだ小規模の町村は、小さな役
場に任ぜられる制度で、残りは広域自治体
、県などに任ぜられる制度で沖縄を積極
的に支援していったらどうかというふうな
考え方もあるようございまして、大臣はこ
のような考え方にどのような考えでし
ょうか。

○国務大臣(小池百合子君) いろいろ皆
さんいろいろなアイデアを出していただい
ていると存じます。先ほど例に出されまし
た石垣市と竹富町、平成十七年十月に合
併期日が来るんですけれども、竹富町の町
役場って、たしか石垣市にあるんですよ。
というふうなことで、非常にアクセ
ス、町時代でもそこをまとめるというの
にまた御苦労があったりして、だけれども
石垣と一緒にするのは嫌だという御意見
もあつたりするし、それから、せんだつ
て何となく与那国も、もう台湾の方
が近いというふうなところで、ここの
ところは正に遠く離れていて、そして合
併する意味がどこにあるんだというふう
な、そういった島民の方々の声もあつた
かと思っております。

何を守って何を優先するのかというの
は、正に島民の方々が自治の基本からま
ずお考えいただきたいと、とにかくこ
のことで、無理やり結婚する時代では
ない、今、親の都合で無理やり結婚す
る時代ではございませんし、特に沖縄
の場合はそういったそれぞれの良さを
捨てたくないというふうな思いの方
々も多数おられるのでしようから、そ
こをよく踏まえて、先ほどの委員の方
のアイデアなども、またそういう方
がいないと島の皆様方が思われ
たりすると、そういう新しい方法も
可能ではないのかなと。いずれに
しても、市町村それぞれの皆
さんのお考えだろうと思っ
ております。

○樺葉賀津也君 ありがとうございます。
竹富町は、例えば由布島なん
というの人口二十五人で世帯
十七、面積が〇・一平方キ
ロメートル。例えば加屋真島
なんというの人口二人なん
です。世帯が一戸。今笑われ
た方がいるんですが、実はこ
ういうところが大事なんです。

日本は国土でいいますと世界で五十六番
目か何かの国なんです。この与那国であ
るか沖縄の島、この離島があるおかげで、
海域の面積で比べますと、何と世界で六
番目の大国になるわけござ
います。そして、こういう小
さい島を、非常に不便かもし
れませんが、必死になって
沖縄の方々が離島を守って
くれている、それによつて
日本海や国土が守られてい
るということを我々も一度思
い返さなければいけない
という思いでいるわけござ
います。

戦後六十年という言葉が再三出るわけござ
います。

ますが、私は、この六十年、節目というものは、自然にやってくるものではなくて、私たちがつくっていくものだと思っております。敗戦を経験し原爆を経験した我が国は、日本のあちこちでいろんな節目があり、その節目できちっとした歴史をつくらう、そしてこれからの未来に生かしていくという運動が盛んに行われているわけでございますが、私は、正にアジアの中心に位置する沖縄、そして日本の平和の情報発信の地とする沖縄、その沖縄からこの戦後六十年でどういったメッセージを出していくかということは極めて重要かつ有用であると思うわけでございますが、小池大臣は、この戦後六十年の節目に、沖縄発の戦後六十年のメッセージをどのように発信する御計画があるでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 沖縄のみならず、今年是我が国にとりまして戦後六十年の節目の年でございます。

先ほど、沖縄の特殊事情についてということで副大臣などが御答弁させていただきましたけれども、沖縄にとりましては特にそういった事情を抱えておられるということかと思えます。例年、沖縄における慰霊の日などもございます。そういったところで沖縄として、沖縄からまた平和のメッセージなどが発信されるということを期待をしているところでございます。全国、六十年ということと節目節目の記念事業なども行われていくということを知りたしておりますが、沖縄もその中の一つとして、また沖縄ならではの発信などもされるということで聞いております。

○樺葉賀津也君 沖縄県が情報発信すること、メッセージを送ることを期待するとおっしゃいましたが、大臣がイニシアチブを取ってこの平和のメッセージを発信するという覚悟はございませんでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 政府としてそういう取扱いをいいますか、そういう姿勢で臨むものと、また総理の言葉などもそこで発信されるものというふうに伺っております。

○樺葉賀津也君 次の話題に移りたいと思います。が、ユネスコの世界自然遺産についてでございます。

現在の日本では十二のユネスコ世界遺産がございます。文化遺産が十、自然遺産が二ということでございます。大臣は環境大臣も兼任でございますから正に釈迦に説法でございますが、これ、平成十五年、実は知床と小笠原とそして琉球諸島が国内の候補地に挙がっております。結果的にこの琉球諸島が落ちまして、知床が選考に残ったわけでございますが、私は、是非この琉球諸島を自然遺産に登録する運動をバックアップをしていただきたいというのがこの質問の趣旨でございますが、小池大臣が、先日、琉球諸島については奄美大島の中部、沖縄島のやんばる地域については国内保護法による保護措置が講じられていないと、こういった理由で選ばれなかったわけでございますが、今のこの世界遺産のどのような進捗状況か、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(小池百合子君) 世界遺産の進捗状況、我が国としての今の状況を申し上げるならば、まず今年には知床がエントリーをしようということとございまして、三月三十一日の末日にIU CNというその審査をしているところにお手紙を送り返すという、そういう作業が残っております。

ちなみに、知床のことで申し上げますと、知床の海域の問題が、漁業権との関連で、漁業者の方の納得というののこの一か月、二か月ほど時間を要したんですけれども、漁協の皆様方も大変御理解を最終的に深めていただいて、海域を一キロのところで三キロに直すとか、ですから、これは沖縄の琉球諸島にいたしましても小笠原諸島にいたしましても、今後エントリーする際には、どうすれば世界遺産に匹敵するかどうかというのは、結構押さえていかなければならないところというのはもう明確に分かっているんです。ですから、その意味では、知床について、今年の何月かな、四月、五月ぐらいからまた最終的な段階に入っていくだろうと思っております。

それから、琉球諸島につきましては、基本的に、幾つか押さえておくべき点というところでは申し上げるならば、まず独特の地史を有しております。それから、極めて多様で固有性の高い生態系を有しているということ、それから優れた陸上・海中景観、そして絶滅危惧種の生息地となつていくことなどが高く評価されている。とにかく、ほかにはないけどここには、ここしかないよというのが、世界遺産、自然の分野からのエントリーの際には非常にそこそこが問われるわけでございます。

それから、十分な保護のための措置がとられていない点が課題だということでございますけれども、先ほどの知床の例を取りましても、やはりそこで生活をする方々との調整とか、具体的にそういう点で、私よく環境と経済の統合と一言で言っているんですけれども、一番難しい環境と経済の統合の部分がかういったときには特に問われてくるわけでございます。

いずれにしても、そちらの自然の保護の方は環境省として今進めているところではございまして、沖縄担当といたしましては、沖縄の美しい自然環境を守ると同時に、沖縄の振興という点からもこの世界遺産の登録ということには取り組ませていただきたいと思います。また、その分、沖縄の皆様方にもその分の覚悟はしていただかなければなかなか今のところは難しいであろうと、こういう感じ方です。

○樺葉賀津也君 是非積極的にこの話、私も参加して進めていきたいと思うんですが、先ほど言ったように、国内保護法による保護措置が講じられていない。つまり、国定・国立公園の保護区域であるとか、林野庁のやっている生態系保護区域などあるとか、文化庁のやっている天然保護区域などに指定されていないという理由なんですか、こいういった手続的な、国でできることは是非積極的に進めていきたいと思うんですが、他方、やっぱりこれ米軍基地がネックになるんですね。

この米軍関連施設がこれ米軍管理下に置かれていますから、いわゆる日本の国内法が及ばないわけでございます。このやんばる地域の場合も、米軍北部訓練場の存在が実はネックになっているということとございまして、確かにSACOの合意で基地の半分が返還されるということになっているんですが、その返還されない、未返還地域からも多数の固有種や絶滅危惧種の生息系が、生息が確認されているということで、こいういった問題をどのようにクリアしていくのか、大変大きな問題があるわけでございます。

米軍再編が進みまして、その地元の御負担が軽減されていくということが約束されている中なんです。この政府はこの世界自然遺産登録をきちっと後押しをするということで大臣よろしいんですね。簡潔にお願いします。

○国務大臣(小池百合子君) 自然環境を守るのは私の仕事で、環境大臣としての仕事でございますが、今日は沖縄大臣として答弁しているんです。このところはよろしくお願いいたしますね。むちゃぐちゃになるのは困ります。

ということで、沖縄振興ということにつきましては、いやいや、委員会進行の意味でのぐちゃぐちゃのことを申し上げております。

沖縄の美しい自然環境について、これは環境大臣でなくとも、今の時代ですから、責任を持って守り育てていきたい。そしてまた、こいういった沖縄の、琉球諸島の価値を更に上げるという意味で、この世界自然遺産の登録についてもしっかりとバックアップしていきたいと、これについては考えは変わっておりません。

○樺葉賀津也君 私、今日、環境委員会ではないですから、当然環境大臣に聞いているつもりはございませんが、正にここが小池大臣の活躍するポイントだと思っております。沖縄担当大臣でありながら、その沖縄の特異性、ユネスコの世界遺産であるとか、環境といった様々な沖縄の特異性がある、それを偶然、小池大臣は環境大臣も兼任されている。正に小池大臣でしかできない分野

が私はここにあると思っておりますので、期待を込めて質問をさせていただいていいわけですが、その小池大臣、竹島の、竹富町、竹島、どうも済みません、竹富島ですね、済みません、竹富島のゆがふ館、行ったことございますでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 竹島には行ったことありませんけれども、竹富町には行ったことがあります。ゆがふ館も参ったことございます。

御質問はそれでいいんですか。

○樺葉賀津也君 一本取られました。

はい、私も先日、私、この竹富島が大好きでございまして、別に宣伝するわけじゃないんですが、ここ行ってまいりました。

で、オーリトリって、いらっしやいということとをオーリトリって言うんですが、現地で竹富島のことをタキドゥンと言うんですね。テードゥンとも言います。これ、竹富と呼ぶときとタキドゥンと読むときとテードゥンと読むときと、それぞれ竹富島の顔が違うわけでございますが、実は私、何を言いたいかというと、沖縄にはこういった良さが一杯あるんです。ところが、私、竹富島に久しぶりに行って残念だったのは、こんなことを言うと思われるかもしれませんが、ゆがふ館ができていたんです。

竹富の良さは、素朴な自然とあの風土なんです。ね。ところが、港に降りると、極めて近代的な、当然沖縄チックには造ってあるんですけども、非常にITも駆使したこういったゆがふ館ができていて、確かに分かるんです、造りたいという気持ちは。でも、本土から、また他方から来る、竹富島に来る方々はこのいったものを欲していないんですね。ありのままの竹富を欲している。ですから、今、屋久島が非常に人気があるのは、私、ここだと思ってるんです。

で、今日は御地元の西銘先生がいらっしやいますからお伺いしたいんですが、私、誤解を恐れずにあえて言いますが、沖縄の方々は箱物が大好きだと思えます。これ、どうして沖縄の方々は箱物にこだわるんでしょうか。

○大臣政務官(西銘順志郎君) 質問通告もなかったんですが、概して沖縄の方々、決して箱物が好きというわけじゃないと思っております。

どうしても生きていく上で整備をしなければならぬということで、恐らく今ゆがふ館なんかも造られたんだろうと思いますが、私はここ最近竹富島へ行っておりませんのでまだ見ておりませんが、各島々それぞれ、本当にしまちゃびという、島であるからこの苦勞をする、されるという方々が非常に多いものですから、そういう意味で、港を整備したりあるいは道路を整備したりというのは、もう島の人間、人にとっては私は大変重要なことだというふうに考えておるところでございます。

決して箱物を造るのが好きとかいうことではないと思っております。

○樺葉賀津也君 誤解を恐れずにと言ったのは、誤解があったら申し訳ありませんでした。私は、そういうことではなくて、私が言いたいののは、沖縄の皆さんがやはりきれいに整備してお客様をしつかりとおもてなしたい、迎え入れたいという気持ちはよく分かります。しかし、本当に沖縄の良さをなくさずに、沖縄に喜んでもらう地域になつてもらうにはどういうことかということとは、是非いろんな議論をする必要があると思っております。

例えば、先日、石垣港にも行ってまいりました。ここは遠山先生のファンが一杯いて、非常に情緒的で、また東南アジアの港をほうふつさせるような非常に趣のある、もう港そのものが観光資源なんです。良くも悪くも、昔の良さ、整備され過ぎていないということなんです。石垣港のデッキに座ってばうつとしてるだけで、非常に和やかな、リラックスできる空間なんです。ところが、この石垣港も今整備をして、今ある石垣港の風情がすべてなくなつて新しい近代的な港になつていくということなんです。

やはり、港の安全であるとか航路の安全、安定な運航というものも無大事でございますが、こういった沖縄の良さが、実は沖縄を良くしようと思うがために良さがなくなつてしまつていくようなことがあつては決してならないと、この委員会の委員として、また沖縄をこよなく愛する日本人として私は思うわけでございます。

同僚の藤本委員がこの観光の専門家でございますが、彼が言うのは、その地域にしかないものを大切にしていって、それが唯一のこれからの観光立国としてのサバイバルの基本であるということをやよく私に言うわけでございますが、小池大臣、この沖縄の良さをなくさないように開発していくというか、この微妙なバランスについて大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) そこにずうっと住んでいる人となまに行く人との差もあるかと思えます。ですから、たまに行く人をより多く迎えて、それで観光でずうっと住んでいくとするのか、そこはやはり島の皆様方が何で生きていくのかということとをまず結論を自ら出されるのが一番パワーにつながると思っております。

例えば、私も世界のリゾート結構行っている方ですけれども、自然にすぐくまなく合ったリゾートのつくり方は海外、うまいですよ。その辺が何か日本はすぐコンクリートで固めちゃいたいという、何かDNAがあるのか何か知りませんけれども、その辺はちよつとセンスの問題もあるのかなと思えます。余り国会答弁にセンスがどうのこうのと言っても、ふさわしくないかもしれません。

そんな意味で、ずうつといるとその良さが分からない、かえつて分からない、たまに行くからかえつてよく分かる。だけど、それで全部、何と云うんでしょうか、何もあちこち触らないでねと言われたら、おれたち、どうやっていくんだ、生きていくんだという話になる。正にその辺のパランスの取り方なんだろうというふうに思います。

私、ゆがふ館、行きましたけれども、ある意味でコンクリートがちがちというよりは、いかにしてその周りと溶け込もうかというそういう意思を感じる建物であつたと思えますし、むしろ、竹富町のこれまでの歴史であるとかいいところをとてセンス良く紹介して、私はよかつたなというふうにしております。そこら辺は感覚の違いなのかもしれませんが、私はそのように思ったことをお答えしておきます。

○樺葉賀津也君 ゆがふ館は確かに大変御努力をされて、施設としてはいいと思います。

私が言いたかつたのは、あそここの島はありのままがいいということなんです。これ以上は議論しません、ありがとうございました。

次に、つい先日の新聞で、宮古若しくは石垣に二百人規模の陸上自衛隊の普通科連隊を配備したらどうだというような案が政府の中にあるという新聞報道がございましたが、大臣はこの報道に触れていますでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 報道は毎日セットで見えておりますけれども、真偽のほどについては私は知る立場にはありません、聞いておりません。

○樺葉賀津也君 この場所は外交防衛委員会ではありませんから、私はまた後日、外交防衛委員会ですらいたいと思いますが、私の言いたいののは、先ほど言った、沖縄の良さの延長なんです。この石垣島、この竹富も入るんですが、この周辺がなぜかという、純粋な琉球文化が残っている。なぜかという、この地域には米軍施設とか自衛隊施設がないんですね、ほほ。出張所が一軒だけあるんですけども、そういった基地経済、軍事産業に支えられた生活をしていない、非常に昔からある琉球文化が脈々とこの地域には文化として根付いている。確かに、日本の国を、国防を考え、また日本の安全保障問題を考えるということは重要なことは論をまかせませんが、私は沖縄にこういう地域があつてもいいと思うんです。沖縄らしさをずっと保っている。

私は、詳しくこの問題研究してまだありませんが、できれば石垣のようなところは引き続きやは

りこういった軍関係の施設のない島として生き続けていたきたいということを強く大臣にも御認識をしていただきたいと要望をしておきたいと思ひます。

話を交えまして、今日は外務省にもお越しを願っていると思いますが、先日の米軍ヘリの墜落事件について伺いたいと思ひます。

三月三日、日米合同委員会への勧告を含んだ報告書が事故分科委員会から提出をされたというところでございます。

この米軍ヘリ問題につきましては、皆さん御承知のとおり、事故分科委員会と、そして事故現場における協力に関する特別分科委員会と二つの委員会があるわけでございますが、事故分科委員会は、あくまでも事故の原因調査であるとか事実関係、そしてアメリカとの調査結果を基にして日本側も入って検証をすると、こういった仕組みになつていくわけでございますが、事故現場における協力に関する特別分科委員会の方は、この現場における共同統制の問題であるとか、米軍と日本側の消防、警察の役割分担であるとか、正に大きな議論となつた、そして外務省もなかなか答弁に苦しまれたこの問題を今、正にこの分科委員会で整理をしているということだと思ふんですね。

私も、前の川口大臣の当時からずっとこの問題を質問しているんですが、この分科委員会の報告が出ていませんからという問題ですと答弁をされていません。いとまの問題であるとか警察権の問題であるとか、様々日本の主権にかかわる問題がこの委員会でも議論されている。

この委員会の進捗状況について伺いたいと思ひます。

○政府参考人(河相周夫君) お答え申し上げます。

御指摘のありました事故現場における協力に関する特別分科委員会でございますが、これまで四回開催をしております、その場におきまして、米軍施設・区域外で米軍機による事故が起つた際の現場統制の在り方について新たな日米

合同委員会の合意をつくるべく作業を行つてきている次第でございます。

日本側といたしましては、事故現場の統制に当たっては、日米両当局が共同で行うということの基本原則にするべきであるという考えに立ちまして、現場の立入り制限それから情報提供、緊急連絡手続の実施方法等々議論を進めまして、早急に協力の在り方について取りまとめの必要があるというふうにご覧いただいております。

現在、取りまとめ作業、いつまでという期日をちよつと今ここで断定することは難しいんでございますけれども、かなり最終的な詰め段階に入つてきているという状況でございます。

○樺葉賀津也君 夏ごろから早急にと言われているわけですが、これやはりきちつと期日を区切るべきだと思ふんですね。若しくは、区切らないんだと思ふんですが、その点はどうでしょうか。

○政府参考人(河相周夫君) 期限、先ほど申し上げたように、今後は最終段階に至りつつございまして、中間発表今やるといふよりも、早急に最終的な結論を出したいというふうにご覧いただいております。

ただ、基本的には、米側といふいろいろな交渉する若しくは話をして接点を求めていく作業でございますので、今ここで何月何日までと断言できないというところは御理解いただければと思ひます。

○樺葉賀津也君 もう一点確認をさせていただきます。

米軍は今、米軍再編やつていられるんですね、トランスフォーメーション。米軍再編の結果、もう自衛隊の役割に変化が生じてくるということも想像されるわけでございますが、それは関係なくこの事故現場に、事故現場における協力に関する特別分科委員会が開催をされて、その実質的な地位協定の運用改善が行われるという理解でいいんですね。

○政府参考人(河相周夫君) この作業は、今別途進めております米軍、在日米軍の再編見直し作業

というものと別途のものとして進めておりまして、その進捗とは切り離してできる限り早く結論を得たいと思つております。

○樺葉賀津也君 是非早急に報告出していただきたい、またその後、この問題きつちりと議論をしたと思ひます。

外務省さん、これで結構です。ありがとうございます。

小池大臣に戻りまして、今度は北方領土問題について伺いたいと思ふんですが、国内法の考へ方について少し議論をさせていただきます。

以前も私も予算委員会等で、予算委員会等での国内法の考へ方について議論をし、また私が当選する前にも同僚の峰崎委員がこの問題について触れられておりますが、この北方領土につきましては、原則として国内法を適用するが、現実の施政権を行使できない現状においては、法律にのっとり特別の定めを置いたり解釈をしたりして実際に適用を除外しているということだそうですが、それに相違ないですね。

○国務大臣(小池百合子君) そのように理解しております。

○樺葉賀津也君 私の、昨年の予算委員会でも、当時はまだ小池大臣ではございませんでしたが、十五の法律が適用除外になつていくということなんです、では、この十五以外は適用されるという解釈でよろしいんでしょうか、大臣。

○国務大臣(小池百合子君) 北方領土の取扱いは、今おっしゃつた十五、関税法とか検疫法、外為法などですね、こういった法律で、北方領土を本邦という言葉に含まれないこととするなどの規定を置いているところでございます。これらの法律は、現在、その北方四島に我が国の施政権が及ばないということなどによつて、北方領土を経由して出入りする物品の関税などの徴収ということ、これらが必要であるための特別の規定として置かれておりまして、それぞれ法律の本身、趣旨それから目的は違つてはおりますけれども、今申し上げたようなことをベースにして適用除外と

なつていられるものでございます。

御指摘のとおり、今の現時点で十五本が北方領土を特別扱いしている法律でございます。

○樺葉賀津也君 では、十五以外は適用されるといふ考えでよろしいですねという質問をさせていただきます。

○国務大臣(小池百合子君) そういうことです。

○樺葉賀津也君 それでは、私がお願いしたいのは、提案したいのは、先ほどユネスコの世界遺産の話をいたしました、この北方領土を世界遺産にするということをごできないんでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 環境省の中でも北方領土を国立公園に指定したかどうかというように、いろいろなことも試みとしてございました。そのときの理由は、何でしたでしょうか、現実にはそのケアができないとか、そういったような話ではなかったかと思つております。

今の世界遺産にしたかどうかというの、まあそれは、アジアの各地で起こっている様々な領土の中でのいろんな動きがございますけれども、それに似たような話になつて、結局外交としてプラスなのかマイナスなのかという、そういうむしろ別の判断が生じることになるんじゃないでしょうか。これは私の感想でございます。

○樺葉賀津也君 その国立公園にするという話、まだ生きていられるんでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 話としては、そもそも北方領土を取り戻すということ、四島の帰属をまず確認をするということ、日本政府のその方針としてやつていられるわけでございますから、常に生きています、このように気持ちでやつて臨まないとおかしいんじゃないかと私は思ひますけれどもね。

○樺葉賀津也君 では、なぜ早く国立公園にしないんでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) だからこそこの委員会を開いていただいて、皆さんが一つになつて、そして政府として北方四島の帰属の問題をまず解決をするということを取り組んでいるということ

は当然の話だと思いますけれども。

○樺葉賀津也君 私はいった、若干無謀な議論のようですが、政治的にも歴史的にもこの北方領土、特別な地域なんですね。そして自然形態としても私は大変特別な地域だと思っています。当然、そちらに今ロシアが侵略をしているわけでございますから、なかなか普通の選挙にのつてくるというような過程は取りにくいのかもしませんが、例えば、では、ロシアと共同作業でこれをユネスコの世界遺産に登録するような運動はできないだろうか。

私が言いたいことは、こういった日々のロシアとのいろんな様々な交渉の延長上に北方領土返還がある、そして平和条約の締結があると思っております。少し逆転を、発想していく考え方も必要なのかなと。そういったいろんな試みをするのが法の枠、国内法の枠組みにとられない、やはり政治の力としていろんな私はアプローチを考えていくことも大事だろうという思いでこの話をさせていただきます。また、是非今、国立公園にする運動はまだ生きているということですので、大臣にも御尽力をいただきたいというふうに思います。

次に、平成十七年度の予算で二千五百万円計上されています北方四島への船舶の問題についてですが、私も先日、国後島に行つてまいりました、例のコーラルホワイト号に乗つてまいりました、非常にやはり老朽化され、また北方領土に行かれる方々が、訪問者が増えている中で不便さを感じたわけですが、この北方四島訪問の船舶の現状についてどんなになっているのでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 確かに老朽化し、また狭隘、狭いということで、最近では元島民の方々も大変高齢、御高齢になつておられるということから、より安全性であるとか居住性などが求められているところがございます。

御承知のように、十七年度予算でこの船舶の問題への対処ということで調査費約二千四百万円を

計上していただいたわけでございます。この間に、使用目的などの使用条件を明らかにした上で必要な、どんな船が必要なのだろうか、船舶の機能それから規模、調達方法などについての検討を行わせていただく。多岐にわたる専門的な事項、特殊な事項などもこの調査項目の中には含まれていくわけでございます。二年間で調査を実施をするという予定になっております。

大体、基本とすれば先ほどの、これまでの使つてきている船が古いとか狭いとかいう問題、まずこれを解決しなければならぬということもありましょうし、少なくとも、高齢化の進む元島民の皆様方に配慮したバリアフリー対応ということが必要なのではないか。それから、四島交流事業、その他様々な使用目的にかなつた船舶であるべきだ、基本線とすれば、こういったところを踏まえてしっかりと調査をしていきたいと、このように考えております。

○樺葉賀津也君 ビザなし交流の数字は、現在、近年、毎年大体六百人前後なんです。そして、平成四年から十六年まで、日本から六千五百六十九人、そして四島から根室の方には五千三百五十八人、これ延べ人数でございます。同じ人が何回も入っているケースもあるわけでございますが、大臣はこの数字、多いと思いますか、少ないと思いますか。

○国務大臣(小池百合子君) そうですね、私もまだビザなし交流で行つてはおりません。この国会の後でも行ければというふうに思っております。

四島在住のロシア人と日本国民との相互理解の増進ということで、現時点では、最近のところでは六百人から五百人、まあ大体六百人の半ばぐらいでしようかね。受入れの方も大体三百人、四百人というふうな形で進んでいると聞いております。やはり目的が何であるのかということと踏まえ、より多くの方々が参加していただけることはもちろん良いことだと思います。よし、また、より効率的で、より効果的で、より良いものに、もう数だけではなくて、そのいらつしやる

方々、また来られる方々とのその交流そのものがより効果的、より良いものになるように努めてまいりたいと考えております。

○樺葉賀津也君 外務省、済みません、残つてく

ロシアから来る方はどんな方が来るんでしょうか。というのは、日本からはだれでも行けるわけじゃないんですね。元島民若しくはその子孫、若しくは北方領土返還運動の関係者であるとか報道関係者であるとか、学術、文化、社会の専門家だとか、だれでも行けるようになってないんです。ロシアからも何百人か来ているんですが、ロシアからはこういった方が来られるんでしょうか。

○政府参考人(篠田研次君) お答え申し上げます。

四島交流につきましては、この枠組みは、一九九一年十月の日口の両国間、両国の外務省間の、外相間の往復書簡により設定をされておりますけれども、その中で、ロシア側の訪問団につきましては、継続的にかつ現に諸島に居住するソ連邦国民から構成される訪問団というふうに規定をされておまして、これは四島にずっと継続的に住んでいる人たちということかと考えておりますが、この中から実際にどういう方が参加者として決定をされていくかというプロセスにつきましては、私も日本側として直接関与しているわけではございません。しかしながら、四島側に設置された口日ビザなし交流実行委員会という機関におきまして四島側に基本的な決定をしているというふうに承知をしております。

○樺葉賀津也君 先ほど言いましたように、北方領土に行ける方は限られています。元島民であるとかその子供さんたち、お孫さんたち。平成七年からやつと領土返還運動関係者が行けるようになって、国会議員もこれで追加になって行けるようになったわけでございます。そして、その後平成十年から、さらに、学術、文化、社会の専門官がやつと行けるようになったということで、私が言いたいのは、普通の日本人という言葉がある

かどうか分かりませんが、広く一般の方々にはやはり北方領土に行けるような環境をつくることも大事なんではないかという観点からこの質問をさせていただきます。この質問でございますが、これは外務省に聞くのか小池大臣なのか、この行く方々の資格を拡大すべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(篠田研次君) 先ほど申し上げましたこの枠組みを設定いたしました外相間往復書簡におきまして、この四島交流の目的というものを規定いたしております。これは、領土問題の解決を含む平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もつてそのような問題の解決に寄与すること、こういうことになっております。このように目的に資すると、あるいは合致するということを前提いたしますけれども、できるだけ広範な日本人が参加されるということが望ましいというふうに考えております。

○樺葉賀津也君 篠田さんには済みませんでしたが、どうもありがとうございます。むしろ、こういった質問は政治家にするべきでございました。きちつとこの問題も私も取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、是非御尽力いただきたいと思ひます。

最後に、小池大臣に元島民の財産の問題についてお伺いしたいんですが、小池大臣、元島民に財産権はあるんでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 元島民の財産権につきましては、補償問題ですね、領土問題とともに口日間において未解決の問題となっているわけでございます。

ということで、元島民の皆様方の心情というのはもちろん察せられますし、私も直接その御要望というのを受けたわけでございますけれども、この財産権の不行使に対しての補償ということになりますと、なかなかバランスの関係上も難しいというのが現実でございます。これは、正に領土問題とともに口日間で解決しなければならぬ、平和条約の締結後の交渉、締結交渉において明確に

していかなければならない、このように考えております。

北方地域、そして元島民の置かれていた特殊事情などにかんがみまして、この元島民によります自由訪問、それから元島民の生活の安定のための低利融資の実施、それから元島民によります返還要求運動に対しての支援、後継者対策等の援護措置をこれまで講じさせていただいてきたところでございます。

そういったことで、今後とも、この島民の皆様に対しての援護措置を着実にかつ円滑に実施をしていくということでございます。この財産権という点につきましては、今申し上げたような理由で行使が今できていないというのが現実でございます。

○榊葉賀津也君 北方領土を本籍にすることもできます。そして、現実に、一九六四年十一月十日には国が蘭舞諸島の建物登記簿の一部について滅失、滅失登記もしている。ところが、元島民の方々、様々なこういった行政権、一部はあるわけですが、旧島民の方々の土地や建物に対する財産権は認められていないということなんです。

小池大臣、元島民の平均年齢を御存じでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) いろんな方にもお目に掛かりましたけれども、数字的には七十、平均年齢は七十二歳というふう聞いております。

○榊葉賀津也君 元島民の方々が残念ながらほとんど他界をされていく方が増えていく、そして島民の数が減っていく、そして、その方々の財産は何ら補償されないまま、彼らは全国で今歯を食いしばって生活をしているわけですが、

私は、百歩譲って財産権の不行使を認めたといえども、その補償の問題、これをしっかりと考える必要があると思うんですね。例えば、基金から一人幾ら当たりかという形で補償をするのであるとか、確かに現在その融資制度等もやっており、やっておりますが、こういった形で補償する

という問題。今、数も物すごい限られてきています。元島民は、こういった形で補償を考えると、これはないでしようか。

○国務大臣(小池百合子君) 先ほど申し上げましたように、この領土問題未解決という状況における財産権の不行使ということでございます。先ほどからも申し上げておりますように、この不行使に対しての補償というのは、ほかとのバランスから申し上げても極めて困難というのが状況でございます。だからこそ、様々な融資などによつて何とか政府としてもそれをバックアップして、こういったのがこれまでの姿勢であったわけでございます。

○榊葉賀津也君 政府の御理解によりまして、平成八年にこの融資制度の改善がなされて、高齢化が進行している元居住者への実情を踏まえて、いわゆる生前継承が認められるようになりまして、

ところが、死後継承についてはまだ認められていないと私は理解をしているわけですが、この辺を拡大するお考えはないんでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 今の、低利融資の話でよろしいんですか。

政府としては、昭和三十六年に十億円の基金を交付したわけですが、昭和五十六年、それ以来の低利融資ということで、低利貸付けということでございますが、平成十五年で三百五十五の法人と個人に対して十四億円の貸付けのうち約十一億四千万円の貸付けを行いました。そして、昭和三十七年度に貸付業務を開始して以来の総額として三百三十一億円ということになっているわけですが、

○榊葉賀津也君 死後継承のことだけではないんです。

○国務大臣(小池百合子君) はい。

○榊葉賀津也君 質問は死後継承。

○国務大臣(小池百合子君) 死後継承。死後継承につきましては、今どうなっていますか……

○榊葉賀津也君 ごめんなさい、死後継承。ごめんなさい死後継承。

○国務大臣(小池百合子君) ちょっと待ってください。

○委員長(木俣佳丈君) 挙手をして発言してください。

○国務大臣(小池百合子君) それでは、担当の方から数字も踏まえて答えさせていただきます。

○政府参考人(東清君) 死後継承の件でございます。死後継承につきましては四百二十六でございます。

○榊葉賀津也君 ありがとうございます。

戦後、最後になりました、戦後六十一年の節目と言われるわけですが、やはりこういった様々な戦後総括が行われる中で、きちっと、元島民の方々の平均年齢も増えていく、そして数そのものが減っていくという状況の中で、きちっとした国といたしましてこの補償の問題も是非、一歩踏み込んだ議論をしていただきたいということとを要望いたします。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。法案につきましては賛成の立場でございます。その上で、幾つか今日も質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初にお聞きいたしますけれども、沖縄県における若年者雇用対策につきましては、小池大臣も日々全力で取り組まれているというふうにお聞きいたします。先日、大臣も言及されました沖縄県キャリアセンター、私は一か月前に現地に参りました。視察をしてまいりました。ここには、玉沖さんという民間出身の方がセンター長をしておられ、非常に斬新でクリエイティブな若年者のキャリアあるいは就職支援を行っております。現在はこのセンターは経済産業省のジョブカフェのモデル地域の一つにも指定をされております。

私は、このセンターに行きまして思いましたのは、沖縄県の若年者の雇用問題というのは非常に深刻であるということはどうも当委員会でも何度も議論されてきているわけでありまして、他方で、実はここ数年間の沖縄県あるいは内閣府、それから経済産業省あるいは厚生労働省からも補助金入っておりますので、こういった関係省庁並びに地元自治体の取組というのは非常に進んでいるなというふうな思っております。これは高く評価されてしかるべきだと私は思っております。ただ、その上で、非常にいい場所ではあるんですけども、なかなか沖縄は、大臣も御存じのとおり、最近やとモノレールができましたけれども、電車もない、バスはありますけれどもなかなか時間どおり来ないとか、あと、車社会でありまして、みんな車で移動しているわけでありまして、そういった問題を抱えた若者が来切れないとか、そういう現状がございまして、このセンターの活用実績をやつぱり上げていくべきだということに思っておりますが、内閣府の取組をお聞きしたいと思います。

○副大臣(七条明君) これは私の方からお答えさせていただきます。今先生が認識を持っていたとおり、キャリアセンター、民間との交流をする、あるいは民間とうまく立ち上げながら、特殊な事情も含めて、沖縄県の役所としての出先機関としてやっておりますところでございますけれども、ここでは十五歳から三十四歳まで、その方々を対象にしてキャリアアカウンセリングを実施すると同時に、職業観の形成から就職までを一貫してやるという意味で、先生恐らくやこういう形を言っていたのではないかと考えているところがございます。

それから、玉沖センター長さん、女性の方で、非常にやる気のあつていい方だということも聞いております。そういう意味では沖縄県のキャリアセンターが更に活用をされることは重要である。あるいは、そのために利用者である若年者のニーズをよりの確にとらえて対応していくことが重要であるということも考えておられまして、これ、沖縄県とよく相談をする、そして各省庁と一

緒になつて私の方が何ができるのかということもこれから見極めていかなきゃいけない。あるいは、利用者の意味での利用率の向上のために今やらなければならないと、こういうふうと考えております。

ただ、今各省庁でやってまいりましたその利用者の、対象年齢の方だけではなくして、保護者向けのセミナー、お父さんやお母さん向けのセミナー、あるいは高校の進路指導の担当の方々のセミナー、それからテレビの番組を通してやってもらえるような意識、そういうようなことも各県ではやっておりますけれども、更にその上に、若年起業家の育成というようなこともここではやっていただいております。それから、それらも各省庁でできるものがこれからある、あるいは沖縄に特色の持つてやれるものがあるのではないだろうか、そういうことも含めて利用者の向上に含めていかなければならないと思っております。

○遠山清彦君 ありがとうございます。

ちよつと時間の関係で、次のちよつと北部振興費の質問を割愛させていただきます。

下地島空港の問題について質問させていただきます。

この下地島の空港は、三千メートル級で非常に大きな空港なわけですが、沖縄県管理の、現在は民間のパイロットの訓練飛行場ということになっているわけですが、しかし、新聞報道等で御承知のとおり、在日米軍の再編問題に絡めて、例えば海兵隊の移設候補地、あるいは暫定移設候補地として名前が最近頻りに出てくるところでございますが、三月十六日にこの下地島空港を抱える伊良部町議会で自衛隊を誘致する決議がございました。実は、伊良部町議会は二〇〇一年四月にも自衛隊誘致決議を出しておりますが、この二つの決議の違いというのは、前回は自衛隊の訓練の誘致の決議、今回は自衛隊の駐屯の誘致の決議ということでございました。

ただ、本日実は大きな動きが、政務官御存じの

とおりございまして、昨夜、伊良部町でこの決議があつた後に住民集會が開かれまして、住民が猛反発をいたしまして、その場で町議会議員たちが、ほぼ全員だと私は理解しておりますけれども、自衛隊誘致決議を前回の分も含めて全部撤回をします。もう現在、恐らく既に町議会ではその撤回決議を可決をしたというふうに思われます。

本日に三月十六日から始まったたばた劇と言つてもよろしいかと思いますが、こういう大きな混乱が自衛隊の誘致をめぐるあつたわけでございますが、せっかく通告もしておりますので、沖縄県選出の西銘政務官から、いわゆるこの下地島空港をめぐる以前から、いや自衛隊を呼ぶんだ、いやいや航空大学校を呼ぶんだ、あるいは物流交流の拠点にするんだ等々いろいろなことがあつて、最近になつてはもう米軍の移設先としてまで名前が出てくるようになった。で、地元ではこういうまた決議が出て、実はこれも撤回されましたけれども、合併、これは宮古多良間村を除く宮古郡の五市町村で合併することほは決まつておつたんですけれども、これも離脱しようと言つていて今日やっぱ離脱をやめたということになつておりますが、この一連の混乱も踏まえて、西銘政務官から、今後この下地島空港の扱いというのは非常に微妙な問題になつていくと思ひますので、御感想でも結構ですからいただければと思ひます。

○大臣政務官(西銘順志郎君) 遠山先生、質問と答弁全部一緒にやつてもらつたというふうに考えております。

宮古郡で一市四町で合併しようということ、伊良部町あるいは伊良部町議会もその方向で私は進んでおるといふふうに理解をしていただけてございますけれども、突然、伊良部町議会の方々が自衛隊誘致を決議いたしまして、それに加えて合併まで反対だというような状況になつたのがもう一ついふところでございます。遠山先生おっしゃつたように、昨晩町民大会が開かれまして、誘致を賛成した議員の皆さんあるいは反対の皆さん、全員

お集まりになつて町民との対話をなされたようでございますが、そういうことを受けて、今日自衛隊の誘致を決議を反対だと撤回をしたようでございます。

下地島空港、遠山先生よくお分かりのとおり、これは建設当時、昭和四十六年、一九七一年でございまして、昭和五十四年、一九七九年の当時の西銘知事の確証書、これは生きていふというふうには私は理解をいたしております。そういう意味で、沖縄県あるいは伊良部町、町議会がちゃんと話し合つて出した結論であれば理解もできるんですが、今そういう突然の話でございまして、本当に驚いておるところでございます。びっくりしたというのが本音でございます。

○遠山清彦君 私、これはもうやはり、先ほど小池大臣もおっしゃつていましたけれども、島の振興とか、こういう基地絡みの話等々については、やはり住民の意思を尊重する形の民主的手続というのを最大限担保していかないと私はこういう無用な政治の混乱を生むだろうという意味では、反面教師にして今後我々も当たつていかなければいけないというふうに思っております。

防衛庁、今日来ていただいておりますので、一点お聞きしたいと思ひますけれども、三月二十三日の沖縄の地元の報道によりますと、陸上自衛隊の関係者が昨年の九月に三回集中してこの下地島空港を訪れておると。そのうち二回は下地島空港一帯の地形の確認が名目であつたといふような報道がございまして、これに関連して、実は今回の自衛隊誘致決議についても、自衛隊あるいは防衛庁の方から、下地島、地元が誘致決議をすればそちらに行くこともやぶさかではありませぬみたいなシグナルがあつたからああいう動きが起つたのかどうかという指摘あるいは懸念の音がございまして、けれども、この辺、整理して簡潔に御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(飯原一樹君) まず、防衛庁の方から町議会に働き掛けをしたという事実はございませ

せん。また、具体的に自衛隊の移駐について防衛庁として検討しているという事実もございせん。

○遠山清彦君 分かりました。
続きまして、時間の関係もございしますので、小池大臣の方に国連機関の沖縄誘致の問題について幾つかお聞きをしたいというふうに思ひます。
公明党はかなり以前から沖縄への国連機関誘致に取り組んでおりまして、本会議や委員会等で小淵内閣の時代から政府の御支援をお願いをいたしまして、正直申し上げて前向きな、一般論としては前向きな御答弁を累次、総理からもいただいております。本日に小池大臣は言うまでもなく非常に国際派の政治家の代表格でございますので、また是非リーダーシップを発揮していただいてこの実現に向けて動いていただきたいと念願をしております。でございますが、お手元の資料を見ていただきたいと思います。

資料一は、日本各地にあります国連機関あるいは国際機関のリストになるわけですが、現在、国連のアナン事務総長になりまして、国連の財政状況、非常に厳しいというところで、原則的には各国にある国連機関をUNハウスというふう

に決めた一か所に集積をするということが行われておるわけでございます。しかしながら、この表を見ていただくとお分かりのとおり、東京都の渋谷区に今国連大学ビル、これが日本のUNハウスになるわけでありまして、ここに多く集中しておりますが、他方で神奈川県、兵庫県、広島県、福岡県と、こういったところにも国連機関の事務所が実在するわけでございます。
こういう意味において、私ども沖縄に国連の深い国連議員といたしましては、やはり万国津梁の伝統、琉球王国の伝統を持つ地域として、国際協力あるいは国際平和協力の拠点として成長したいという思いが県民に非常に強いということもありまして、是非ともこの誘致を実現したいというふうに思つておるところでございます。

ちなみに、資料二も見ていただきたいというふうに思いますけれども、これは昨年の三月に内閣府の予算を委託されまして、民間のシンクタンクであります野村総合研究所が、私、今日手元に持ってきておりますけれども、こういう国際交流拠点形成調査報告書というものを提出しております。基本的には、この中で、あらゆる角度から沖縄に国連機関あるいは国際機関を誘致するのに果たしてそれが可能かどうか、あるいは可能であるならばどのような機関があり得るのだろうか、そういうことについて詳しく調査した報告書でございます。

ここから抜粋したものが資料二でございますが、これは国際機関の立地条件から見た沖縄の特性評価ということでございまして、分野別、基礎条件、機能条件、基盤条件、社会条件、それぞれ細目についてかなり客観的な立場から評価をしているものでございます。右側、大臣見ていただきますと、二重丸は非常にいいということで、そのあと丸、そして三角、そしてバツというふうに評価されているわけですが、当然バツの分野もあるわけでありまして、しかし総体的な評価としては二重丸、丸が多くなっておるわけでございます。私はこういう意味からも、客観的に沖縄に国連機関を誘致することは不可能ではないというふうに主張してきているわけでございますが、ただなかなかうまく進んでおりません。

そこで、資料三番を見ていただいて、また大臣の答弁を一括していただきたいというふうに思っておりますが、これは同じ資料から取ったものでありますけれども、やはり国際機関、国連機関誘致のためにはいろんなアクション面での課題がありますね。この中で、①から二枚目にかけて⑧まで至極もつともなポイントが列挙されているわけでございますが、私、今日とりわけ大臣にお伺いしたいのは、③番、④番、⑤番辺りはやはり地元でキーパーソンがしっかりいて、そして沖縄県として国連機関、国際機関を誘致するんだという意思表示をして、そういう体制を整えていくと。

これは非常に地元側に努力が要求される問題であるわけでございます。この点においては、実は小池大臣、稲嶺知事は二回の選挙で公約にこの政策を出しております、私は地元側にも強い意思があるというふうに理解をしております。

その上で、①番の「誘致の対象となる国際機関の情報収集」。これはもう内閣府というより外務省の力をかりなければいけないんですが、これはやっぱり国がバックアップしなければならぬだろうと。あるいは⑥番、「誘致に向けたロビー活動の展開」。ここでも明確に書いてありますけれども、「国や国会議員の協力を得ることが望ましい」と。二枚目見ていただきまして、七番目の「有利な誘致条件の提示」。これは予算の関係がございまして是非内閣府にも配慮いただきたいと思っておりますし、最後の八番の「PR活動の推進」も、やはり小池大臣が海外に行かれた際等に、国際機関で新しい事務所の候補地を探しているような機関があれば沖縄の話も是非していただきたいということが私の思いになっているわけでございます。

実際、私自身も公明党の浜四津代表代行と二年前に国連本部に乗り込みまして、アナン事務総長にもお会いして要請をしたことが一度だけあるわけでございますが、是非、これも最後の質問で、御答弁いただければと思いますけれども、小池大臣からも御支援を賜りたい、また外務省さんにも今日来ておられると思いますので、外務省としても協力をしていただきたいということで、御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(小池百合子君) 国連機関などの誘致でございますけれども、今御質問に既にいろいろと御紹介がありましたように、これまでも調査を行ってきたところでございます。そして、どういったことがプラスでどういったことがまだ足りなくてということで整理が行われたわけでございます。

誘致そのものにつきましては、まず受入れ側の費用の負担であるとか受入れ体制の構築などな

ど、こういった課題があるわけでございますが、いずれにいたしましても、地元沖縄県の取組状況を見ながら具体的に何ができるか検討もしていく必要があるかと思っております。沖縄県、そして外務省などとの関係機関との連携が必要かと、このように考えているところでございます。

○政府参考人(遠藤善久君) お答え申し上げます。

外務省といたしましても、国際機関の沖縄への誘致の可能性につきまして、沖縄の歴史的、地理的特性を生かして何ができるかにつき、先生御配付の資料の①で指摘されておりますような情報収集を含め、様々な角度から検討をまいっております。平成十三年には、ニューヨークの国連の事情に詳しい国際コンサルタント二社に調査を委託し、同年十一月に報告書の提出を受けました。

また、先ほど内閣府から御答弁ございましたように、昨年三月には、内閣府におきまして行った委託調査の結果がまとまったものと承知しております。現在、この調査結果を踏まえて、具体的に何ができるかにつき、内閣府において検討が行われているものと承知しております。

いずれにいたしましても、国連諸機関、国際機関の沖縄への誘致の可能性につきましては、冒頭申し上げましたとおり、沖縄の歴史的、地理的特性を生かして何ができるかにつき、引き続き情報収集等を含め、当省としても内閣府と協力しつつ検討していきたいと考えております。

○遠山清彦君 一分ありますので一言だけ。外務省が確かに以前調査を二つしておるわけですが、私もその中身は詳しく知っておりませんが、あれを読みますと、非常に今国連の側で、先進国は非常にコストが高いということとか人件費が高いとかいろいろございまして、そういったところの更に地方都市は国際的なアクセスの問題もあるということで消極的ではないかというふうな、たしか報告書のややネガティブな結論があったというふうに思います。

しかし、私はあえて政府の側の留意を促したいのは、二〇〇三年に広島でUNITARという国連訓練調査研究所というのが、広島事務所というのが実は開設されたわけでございます。ということは、現状においても国連機関が日本の地方都市に来る可能性というのはあるということがこの広島の場合は証明されたとは私は理解をしておりますので、その点も留意をさせていただいて、是非また対応方よろしくお願いをしたいと思います。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。今年の一月に本委員会としても沖縄に調査に行きました。戦後六十年を経て、やはり沖縄は戦争の痕跡が生々しく残されているということを実感いたしました。基地問題や不発弾の処理の問題や遺骨収集などの戦後処理にかかわる問題も残されています。

戦後処理というのは、さきの戦争で残したつめ跡が補償、救済されないままに今日の課題となっている問題なわけですが、政府が国民や近隣諸国の人々にその責務を負っているという問題でもあると思います。

沖縄戦に起因する問題について、これまでの国会の答弁でも政府の責任にかかわる問題として対処すべきということで来たとありますが、この基本的な立場については変わりありません。

○政府参考人(東良信君) お答えいたします。戦後処理問題につきましては、今回の沖縄振興計画におきましてもその記述を、きちっとした取組をするということは記載されているところでございまして、変化はないということでございます。

○紙智子君 その上に立つてなんですけれども、その具体的な問題の一つとして紹介をいたします。

糸満市の大里地区というところに門中墓という、門中墓、現地では岩陰墓というふうにも言っていて、要するに岩を掘って墓にしているわけですね。幾つかあるんですけども、この大里地区のは、戦時中は日本軍が更に深く掘り進めてそれ

で防空ごうとして利用していたわけです。そのために米軍からターゲットにされて攻撃をされると、で、爆弾が落とされて多くの人がここで亡くなっているわけです。亡くなった人の遺骨の収集も厚生労働省としても行ってきたわけですね。

爆弾による、その爆撃による損壊が影響して、年月も経て岩が劣化して付近一帯が崩れ落ちる、もろくなっている。非常に危険になっているために、このお墓の元々の持ち主の方というのは、遺骨については、自分のところの遺骨は三十三メートル離れたところに新しくお墓をつくって移しているんですけども、引き続きその中には日本兵の残っている遺骨とかあるわけですよ。それで、とにかく非常に崩れ落ちるという危険な状態のまま放置されていると、で、すぐ横が県道七号線が通っているんですね。それで、近くに小学校、高嶺小学校もあって、生徒が通う通学路にもなっている。それで非常に危険だということ、個人の力ではどうにもできないという中で、もしこの状態で何か起こった場合、一体だれが責任を取るのかということも心配になっていまして、この方は県の担当者にも陳情を上げていますね。

崩れ落ちた岩盤を、岩石を取り除く作業を行うことや防災対策をすること、何とかこれ解決してほしいということで関係者からの強い声が上がっているんですけども、まずこれに対してどのようにお考えになるか、お答え願います。

○政府参考人(東良信君) お答えいたします。今御指摘の件につきましては、実は私もこれまで地元からこういう話は聞いたことがなくて、具体的な状況は把握はしていません。しかし、場所は我々もよく知っている場所でございます。南山城の跡地のところだろうと思いますので、高嶺小学校といいますが、あそこは結構、いわゆる丘陵地といいますが、そういうのがあってちよつと高台になっていまして、そういう状況だといふふうに思っています。そういう意味では、いわゆる、あれからまたもうちよつと佐敷町の方に行き

ますと、結構地崩れといいますが地盤崩れみたいなものがあって、いろいろな我々の方も手当てをしております。

そういう意味で、実態的な具体的な状況というのは把握していませんけれども、昨日、先生からのお話を聞きまして地元の県の方に確かめまして、既に県においても対応は検討をしていると、検討しようということ動いているというふうに聞いております。

ただ、一般論で申し上げれば、原因が何であれ、土砂崩れだとか落盤だとかそういうことが発生して危険な状態になれば、それはもうすぐにでもやらなきゃいけないということで、道路の付近であれば道路管理者であるし、学校であれば学校のこういう管理者でやると、それについて我々も一生懸命に支持をしていくということでございます。

今回は、今先生がおっしゃいましたとおり、県道七号線、これも今拡幅工事等々をやっている中でございまして、危険を除去する必要があるんであれば道路管理者である沖繩県において処理をされるだろうし、また、ほかに必要なことがあるんであればそこはやっていくということだというふうに理解をしております。

以上です。

○紙智子君 県の方では、一度見に来て、それとちよつと端のところにガードレールをつくったぐらいなんです。それで、抜本的な崩れ落ちるところを対処しているわけじゃないわけです。

なぜ戦後処理に関係する問題として取り上げたのかといえ、先ほども言いましたけれども、これは沖繩戦のときに日本兵の防空ごうとして使っていたと、そのために爆撃を受けて損傷が激しいということなわけですよ。それで、中には日本兵の遺骨もあって、去年もボランティアでこの遺骨の収集も行われて、言ってみれば公的な面もあるわけですね。だから、そういうところで、個人では手付けられないし、しかし放置すれば危険だということ、で何とかしてほしいということなわけ

です。

沖繩北方特別委員会でも、これまで附帯決議の中で、いわゆる戦後処理問題及び生活環境の保全問題については、その解決に向けて沖繩県民の心情に配慮してより一層取り組みと、こういう決議や、また十四年のときの衆議院の特別措置法に対する附帯決議でも、地元からの強い要請のある戦後処理等の諸問題については改善を検討するといふふうになっているわけですよ。

こういう立場からいっても、やっぱり要請に対して相談に乗って、県とも連絡を取りながらやっぱり国としても対処すべきだといふふうに思っていますけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(東良信君) 先ほど申し上げましたとおり、県とも連絡取りながらそれはやっていかなくちゃいけないということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、原因が何であれ危険があるんであれば、それは早急にやらなくちゃいけないことだといふふうに思っております。

○紙智子君 それじゃ、今ちよつとやり取りをお聞きになっていたと思うんですけども、最後に小池大臣に、今までなかなか、国としては直接の枠組みというのはなかなかどうするのかわからないことではなかったという話もあったんですけども、今お答えがありましたように、現地とも連絡を取り合って必要な相談をして対策を検討していくということでもありますけども、大臣としても一言お願いいたします。

○国務大臣(小池百合子君) それぞれ現地の事情などにつきまして、今振興局長の方から御答弁させていたところでございます。国民、これは先ほども戦後六十周年だということ、お話をいたしました。そういったこと一つ一つ、いろんなエピソードであるとかそこに対しての御家族の思いなどがあられるだろうといふふうに思っております。

その意味で、一概には言えない問題ではございますけれども、戦後処理ということはいつも頭にに入れて対応してまいりたいと考えております。

○紙智子君 この間落ちていた岩石だけでも百トン超えているということなんです。それで、防災対策としてもやっぱり緊急性求められているということですし、地元からも是非一度見に来てほしいという声も上がっています。是非、解決の方でやっていただきたいということですよ。

それで、ちよつともう一問、本日は振興法の問題あったんですけども、ちよつと時間になりましたので、これは割愛いたします。

以上で終わります。

○大田昌秀君 社会民主党・護憲連合の大田でございます。まず最初に内閣府にお伺いいたします。

二〇〇五年度予算で沖繩への特別交付金制度が適用される対象事業について、簡潔に御説明ください。

○政府参考人(東良信君) お答えいたします。特別交付金が交付される事業というのは、平成十七年度に廃止される補助金で、これまで沖繩に対して高率の補助率を講じられてきたものというものでございます。

具体的には、地方公共団体の消防施設、消防車、消防のポンプ車等々でございますし、それから産業教育や特殊教育等の設備、これは例えば精密旋盤とかそういうもの、それから弱視のレンズセットみたいなもの、そういうものでござい

ます。それからもう一つは、保健所や市町村保健センターの設備、これは心電計、そういうものの整備事業を対象としているものでございます。

○大田昌秀君 次年度以降、新たな税源移譲によつて廃止される高率補助が出てきた場合、これ、そのような場合にも適用できるような制度になつておりますか。

○副大臣(七条明君) これについては私の方からお答えするべきなんだろうと思えますけれども、当然かさ上げをしてきたと。補助率が今まで高かったわけですけども、カット率もまた高いということではないか。

そういう意味でこういう特別交付の資金をつ

くつたところでございますし、今年度は三千万余りという形で額が小さいかもしれませんが、来年度につながっていくものではないかというふうに考えているところでございます。

○大田昌秀君 補助金制度の場合と、特別交付金化した場合とで地方自治体の裁量権がどのように変わっていくのでしょうか。

○政府参考人(東良信君) お答えいたします。

一般的に申し上げて、補助金の場合には、いわゆる金額も、それから箇所、いわゆる場所、付ける部分、いわゆる箇所付けと申しますけれども、それにつきましては国の方で最終権限を持つていくということでございます。

しかし、今回みたいな交付金になりますと、地方公共団体が自分たちで計画を立て、そして、どこにどうするんだ、どのくらいのことをするんだということも含めて検討されるというものでございまして、その点が完全に違うということでございます。そういう意味では、地方の自治を生かしたものでございます。

もう一言加えれば、今回の特別交付金につきましては、今まではある事業ごとの、細かい事業ごととにやっておりましたけれども、今回はこれ、その事業と、それからもう一つ、その周辺の事業で何かいいものがあるのであれば、それも一緒にこの交付金の中で処理をいたしますよというようにすることもやっておりますので、今回のこの特別交付金というものはそういう意味で前の補助金とは性格が違うということでございます。

○大田昌秀君 国土交通省にお伺いいたします。

北特法第七条に基づく北方領土隣接地域振興等基金の自治体に対する特定事業の国庫補助についても補助率のかさ上げを行っておりますが、その特定事業に係る地元負担額が、標準負担額、つまり当該自治体の一般的な財政収入額の一〇％に相当する額を下回る自治体には適用されないために、この制度は利用しづらいと関係自治体から不満が出ていると聞いています。この問題にどのように対応しているか、御説明ください。

○政府参考人(山本隆幸君) お答えいたします。

北方領土問題の解決の促進のための特別措置に関する法律第七条によるかさ上げの規定であります。北方領土隣接地域の安定振興を図るために公共投資を集めるための短期間に行うことによる対象地域における地方負担の急激な増大を緩和するために、その地方負担に対して財政上の特別措置を講ずるものであります。このかさ上げ措置によりまして、これまで、中津津町、標津町、羅臼町の三町について合計で六億六千万円のかさ上げがなされてきました。

このことから、この第七条は所要の成果を上げてきていると認識をしておりますが、引き続きその達成状況を把握するとともに、地元自治体の皆さんの御意見もお聞きしながら、この法律に基づき諸施策の推進による北方領土隣接地域の安定振興にお一層努めてまいりたいと考えております。

○大田昌秀君 沖縄振興特別措置法では特別地域に対して事業ごとに国庫補助率を定めています。今御説明の北特法による北方隣接地域の関係市町に対する国庫補助についても地域特例方式が導入できないかどうか、お考えを聞かしてください。

○政府参考人(山本隆幸君) この法律につきましては、議員立法により制定をされたという経緯もございます。関係の諸先生の皆様や関係機関の皆様とも十分相談をしてみたいと思っております。

〔委員長退席、理事篠栗賀津也君着席〕

○大田昌秀君 内閣府にお伺いいたします。

沖縄の本土への復帰以降、これまでの不発弾の処理量とその件数、そのうち埋没不発弾がどれくらい占めているのか、残っている埋没不発弾の推定量について御説明ください。また、全国の不発弾処理のうち沖縄の分は何割程度占めるか、教えてください。

○政府参考人(東良信君) お答えいたします。沖縄県におきましては毎年多くの不発弾という

のが発見されておりまして、陸上自衛隊による処理状況を見ますと、処理の、処理量につきましては平成十五年度は二十五トン、それで復帰後、平成十五年度までにつきましては、累計約一千四百二十六トンでございます。処理件数につきましては、平成十五年度は六百三十件、それから復帰後、平成十五年度までの累計は二万六千三百四十件というところでございます。

それから、埋没不発弾というお話でございます。今ちょっと手元にそれがございません。申し訳ありませんが、そういう整理がされているかどうか、ちょっと分からない部分がありますので、発見弾という形で処理をさせていただいているというのが今の中に入っております。

それから、今後どのくらいの量があるのか、推定埋蔵量と、埋蔵量と言ったと語弊がありますけれども、でございますけれども、それにつきましては今のところ確たる数字というものは持っておりません。

〔理事篠栗賀津也君退席、委員長着席〕

○大田昌秀君 埋没不発弾の処理費用はどが負担しているのか、また、その法的根拠を示してください。

○政府参考人(東良信君) 不発弾の処理につきましては、二か所の方法で出さしていただいているというふうに思っています。一つは不発弾を探査、発掘する事業、これにつきましては、沖縄に開発庁の方から出さしていただいているということでございます。それからもう一つは、不発弾を実際に処理するときに住民の方々を避難させたり、いろいろする、そういう費用がございまして、これは総務省の方で負担をいただいているというところでございます。特別交付税という形で処理をさせていただいている、そういうことでございます。

○大田昌秀君 ちょっと私の理解しているのと違いますけれども、不発弾の処理の費用は五〇％は

国が負担しているわけですが、残りの五〇％は当該自治体が負担しているんじゃないでしょうか。

○政府参考人(東良信君) 先ほど申し上げましたとおり、探査、発掘、事前にいろんな情報を得て、何といいますが、ありそうだとすることで探す、その作業につきましては十分の九、それから先ほども言いました住民を避難させたり、そういうための経費というものは二分の一で、総務省の特別交付税で面倒見ているという状況でございます。これ、全国一律でやっているということでございます。

○大田昌秀君 終わります。

○委員長(木俣佳文君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(木俣佳文君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木俣佳文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(木俣佳文君) 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小池大臣。

○国務大臣(小池百合子君) 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖縄振興については、自立型経済の構築等を目指し、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画に基

づき事業を推進しているところであります。この
沖縄振興計画では、二十一世紀の沖縄の振興のみ
ならず世界の科学技術の発展にも貢献することを
目指し、世界に開かれた、我が国の大学の在り方
のモデルとなるような、世界最高水準の自然科学
系の大学院大学を核として、科学技術の集積を図
ることとされております。この大学院大学の在り
方について、ノーベル賞受賞者を中心とした国内
外の著名な科学者により検討が行われてきました
が、このたび、こうした検討結果を踏まえ、この
大学院大学の開学を目指し、沖縄における研究基
盤の整備を進める主体となる独立行政法人沖縄
科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、
そのための所要の措置を講ずるため、ここに本
法案を提出申し上げる次第であります。

次に、本法案の内容について、その概要を御
説明いたします。

本法案は、独立行政法人沖縄科学技術研究基
盤整備機構を設立することとし、その名称、目
的、業務の範囲等を定めるものです。

この機構の目的及び業務は、大学院大学の設
置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓
越した科学技術に関する研究開発などを推進する
ことにより、沖縄における研究基盤の整備を図り、
もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発
展に寄与することとしております。

機構には、理事長、理事等の役員を置くこと
に、機構に係る重要事項を審議し、理事長の任命
に関し内閣総理大臣に意見を述べ、機関として運
営委員会を置くこととしております。

将来、大学院大学が設置されたときは、別に法
律で定めるところにより、機構はその業務を大学
院大学に引き継いで解散することとするなど、所
要の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要でござい
ます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ
さいますようお願いいたします。

○委員長(木俣佳丈君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機
構法案

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機
構法案
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機
構法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十二条)

第三章 運営委員会(第十三条―第十五条)

第四章 業務等(第十六条―第十七条)

第五章 雑則(第十八条―第二十一条)

第六章 罰則(第二十二条―第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人沖縄科学技術
研究基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等
に関する事項を定めることとすることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成
十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の
定めるところにより設立される通則法第二条第
一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行
政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備
機構(以下「機構」という。)は、沖縄振興特別措
置法(平成十四年法律第十四号)第四条第一項に
規定する沖縄振興計画に基づく同法第八十五条
第二項に規定する大学院を置く大学(以下「大学

院大学」という。)の設置の準備と併せて、沖縄
(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)を拠点とす
る国際的に卓越した科学技術に関する研究及び
開発(以下「研究開発」という。)等を推進するこ
とにより、沖縄における科学技術に関する研究
開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的
発展及び世界の科学技術の発展に寄与すること
を目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を沖縄県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項の規
定により政府から出資があつたものとされた金
額とする。

2 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の
認可を受けて、その資本金を増加することがで
きる。

3 政府及び沖縄の地方公共団体は、前項の規定
により機構がその資本金を増加するときは、機
構に出資することができる。

4 政府及び沖縄の地方公共団体は、前項の規定
により機構に出資するときは、土地又は建物そ
の他の土地の定着物(次項において「土地等」と
いう。)を出資の目的とすることが出来る。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の
価額は、出資の日現在における時価を基準とし
て評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項
は、政令で定める。

(名称の使用制限)

第六条 機構でない者は、沖縄科学技術研究基盤
整備機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事
長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことが
できる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、
理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員
は、理事とする。ただし、理事が置かれていな
いときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九
条第二項の規定により理事長の職務を代理し又
はその職務を行う監事は、その間、監事の職務
を行ってはならない。

(理事長の任命)

第九条 内閣総理大臣は、通則法第二十条第一項
の規定により理事長を任命しようとするとき
は、あらかじめ、第十三条第一項に規定する運
営委員会の意見を聴かなければならない。

(役員の任期)

第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事
の任期は二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ること
のできた秘密を漏らし、又は盗用してはなら
ない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四
十年法律第四十五号)その他の罰則の適用につ
いては、法令により公務に従事する職員とみな
す。

第三章 運営委員会

(運営委員会の設置及び権限)

第十三条 機構に、運営委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議を経ない
ればならない。

一 業務方法書の作成又は変更
二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画
の作成又は変更

3 運営委員会は、第九条の規定による理事長の
任命に関し内閣総理大臣に意見を述べ、及び機
構の業務の実施状況を監視する。

4 運営委員会は、前二項に規定するもののほ
か、機構の業務に関し、理事長の諮問に応じて

重要事項について意見を述べ、又は大学院大学の在り方その他必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運営委員会の組織)

第十四条 運営委員会は、委員十五人以上をもって組織する。

(委員)

第十五条 委員は、科学技術に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第十一条及び第十二条並びに通則法第十四条、第二十一条及び第二十二條並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法第十五条第一項」と、通則法第二十三條第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「内閣総理大臣は」と読み替えるものとする。

第四章 業務等

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。

四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

五 国際的に卓越した科学技術に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

六 大学院大学の設置の準備を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十七条 機構は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

二 第十六条第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関する事項については、内閣総理大臣及び文部科学大臣

三 第十六条に規定する業務のうち前号に掲げる業務以外のものに関する事項については、内閣総理大臣

2 機構に係る通則法における主務省は、内閣府とする。

3 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取)

第十九条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十条第三項及び第三十五條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び文部科学省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関し、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二條第一項又は第三十四條第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二條第三項後段(通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(機構の解散)

第二十一条 機構は、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、その業務を大学院大学に引き継いで解散するものとする。

2 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

第六章 罰則

第二十二条 第十一条第十五條第三項において準用する場合を含む。の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(権利義務の承継等)

第二条 機構の成立の際、第十六条に規定する業務の準備に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に

において機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に沖縄科学技術研究基盤整備機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。